

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条に基づき、熊本市総合保健福祉センター（仮称）整備等事業に係る事業者の選定に関する客観的な評価の結果を次のとおり公表します。

平成 18 年 1 月 27 日

熊本市長 幸山政史

記

1 落札者

九電工グループ

代表企業 (株)九電工

構成員 (株)竹中工務店、協電機工(株)、(株)熊電施設、日本管財(株)

九州綜合サービス(株)、富田薬品(株)

2 落札者決定に係る経過

熊本市総合保健福祉センター（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）の事業者選定については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 に規定する総合評価一般競争入札方式によるものとした。

平成 17 年 11 月 2 日に入札・開札を行い、平成 17 年 12 月 26 日開催の第 5 回熊本市総合保健福祉センター（仮称）PFI 事業者審査委員会（以下「審査会」という。）において、九電工グループを優秀提案者として選定した。

市は、審査会の審査結果を踏まえ、平成 17 年 12 月 28 日に九電工グループを落札者と決定した。

なお、審査の詳細については「熊本市総合保健福祉センター（仮称）整備等事業審査報告」のとおりである。

3 市が直接事業を実施する場合と P F I で実施する場合の財政負担額の比較

本事業を、落札者の提案に基づき PFI 事業として実施することにより、市が直接事業を実施する場合と比較して、事業期間全体を通じた市の財政負担額は、約 37.5%（現在価値換算後）縮減できることとなった。

(単位：千円)

財政負担削減額 (A - B)	1,503,143
P S C 公共負担額 (現在価値) … A	4,007,423
P F I 公共負担額 (現在価値) … B	2,504,280
財政負担削減率 ((A - B) / A * 100)	37.5%

(参考) 算定に当たっての前提条件

	市が直接実施する場合	P F I 事業として実施する場合
財政負担額の 主な内訳	① 施設整備費（事前調査費、 設計費、建設工事費、備品 整備費等） ② 起債利息 ③ 維持管理費 ④ 修繕費 ⑤ 運営費	① サービス購入費（提案内容） ② アドバイザリー経費 ③ モニタリング経費
その他の前提条件	事業期間：22 年間（設計・建設 2 年間、維持管理・運営 20 年 間） 事業方式：B T O（施設完成直後に市に施設所有権を移転） 割引率：4.0% インフレ率：0.0%	